

保護者 様

愛知県立岡崎盲学校長 成瀬 通彦

出席停止と登校許可届等提出のお願い

「学校において予防すべき感染症」にり患した場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止となります。これは、十分な休養を取り早期に体調を回復させるとともに、他の幼児児童生徒への感染を防ぐためのものです。出席停止の期間は、欠席扱いにはなりません。

医師の許可がおりて登校する際には、下記の「登校許可届」に保護者の方が必要事項を記入の上、担任へ提出してください。

学校において予防すべき感染症と出席停止期間	
病名	出席停止の期間
第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）、新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第2種 インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く） 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん（三日ばしか） 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（幼児は3日を経過するまで）
	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	解熱したあと3日を経過するまで
	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	発しんが消えるまで
	すべての発しんがかさぶたになるまで
	主な症状が消えた後2日を経過するまで
第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（手足口病、伝染性紅斑、感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症など）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

キ リ ト リ セ ン

登校許可届

部 科 年 組 氏名

病 名： 受診医療機関名

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

上記の感染症について、 月 日より登校許可が出ましたので報告します。

令和 年 月 日 保護者氏名